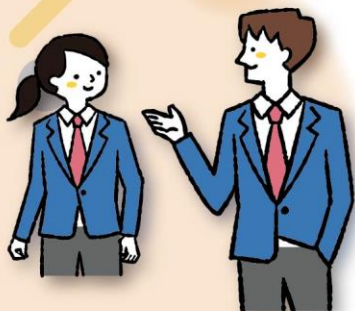


概要版



川口市 こども未来計画

令和7年度 ➡ 令和11年度



令和7年3月
川口市

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

現在のこどもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルの変容や価値観、ニーズが多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も顕在化しています。

近年の重要な展開として、令和5年4月には、こども基本法が施行されました。また、同じく令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや子育て当事者の幸福追求が非常に重要であるとされています。

川口市では、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期川口市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、「みまもる目 つながる手 子どもとともに育つまち かわぐち」を基本理念として、すべてのこどもが健やかに成長することができるよう、施策の推進に取り組んできました。

この度、第2期計画の計画期間が終了したことから、こども大綱の基本理念を踏まえつつ、社会動向を念頭に置きながら、第2期計画の実績、施策推進の課題等を整理して「川口市こども未来計画」を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、川口市のこども・子育て支援をはじめとするこども施策に関する総合的な計画で、「市町村こども計画（こども基本法）」「子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）」「次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）」「市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）」「こどもの貧困解消対策推進計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）」「自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法）」「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針に基づく計画」を一体的な計画として策定するものです。

また、市政の最上位計画である「第5次川口市総合計画」の部門計画として策定し、策定に当たっては、国・埼玉県が策定した関連の計画や、市の各種計画等との整合・連携を図っています。

3 計画の期間

令和7年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする5か年とします。

4 計画策定の経緯

(1) 市民ニーズ調査の実施

① 概要

川口市こども未来計画策定のための基礎資料として、市内在住の就学前児童、小中学生の保護者や、こども本人を対象として、アンケート調査を行いました。

② 調査対象者

【子ども・子育て支援に関するニーズ調査】

市内在住の就学前児童、小学生の保護者

【子どもの生活実態調査】

市内在住の就学前児童、小学生、中学2年生の保護者及び小学5年生、
中学2年生本人

【子ども・若者意識調査】

市内の小学校に通う小学5年生、市内の中学校に通う中学2年生、
川口市立高等学校に通う高校2年生、18歳から29歳の市民（若者）

③ 調査期間 令和5年11月～令和6年1月

④ 調査方法 郵送配布・郵送回収及びインターネット回答

(2) こどもの意見聴取の実施

① 概要

こどもに計画骨子案等を分かりやすく示し、「自分が興味があること、頑張りたいこと」や「川口市に頑張ってもらいたいこと」について意見を聴いたほか、計画の基本理念（キャッチフレーズ）や計画の名称に関するアイデアを募集しました。

② 調査対象者 小学生（主に高学年）～若者

③ 調査期間 令和6年7月～8月

④ 調査方法 インターネット回答

⑤ 回答数 679件

(3) 若者ワークショップの実施

① 概要

若者の生の声を聴くため、市内の埼玉学園大学の学生の協力を得て、ワークショップを開催しました。

② 調査対象者 埼玉学園大学の学生

③ 実施年月 令和6年8月

④ テーマ 安心して子どもを産み育てられるために、どんな社会になってほしいか

⑤ 参加者数 18人

計画の基本的な考え方

1 基本理念

みまもる目 つながる手 こどもが笑顔で
健やかに成長できるまち かわぐち

2 基本目標

(1) すべてのこどもの幸せにつながる支援を行います

すべてのこどもの幸せに向け、ライフステージに応じてこどもの教育や保育を充実させるとともに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの切れ目のない支援に取り組めます。また、こどもの自主性・社会性の育成やこどもの居場所づくり、困難を抱える若者への支援など、こどもの健やかな成長と発達を総合的に支援します。

(2) 子育て・子育てを支援します

こどもの貧困解消対策や児童虐待防止対策を推進しつつ、障害や発達の特徴がある子どもなど、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、それぞれの特性に合わせて、支援の充実を図ります。

さらに、安全な道路交通環境や防犯対策など、安心して子育て・子育てできるまちづくりに取り組めます。こどもは、未来を担う存在でありながら、今を生きる主体でもあります。こどもの権利を尊重し、適切な情報と知識を提供して自己決定を支援します。

(3) 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努めるとともに、男女共同参画による子育てを促進し、保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

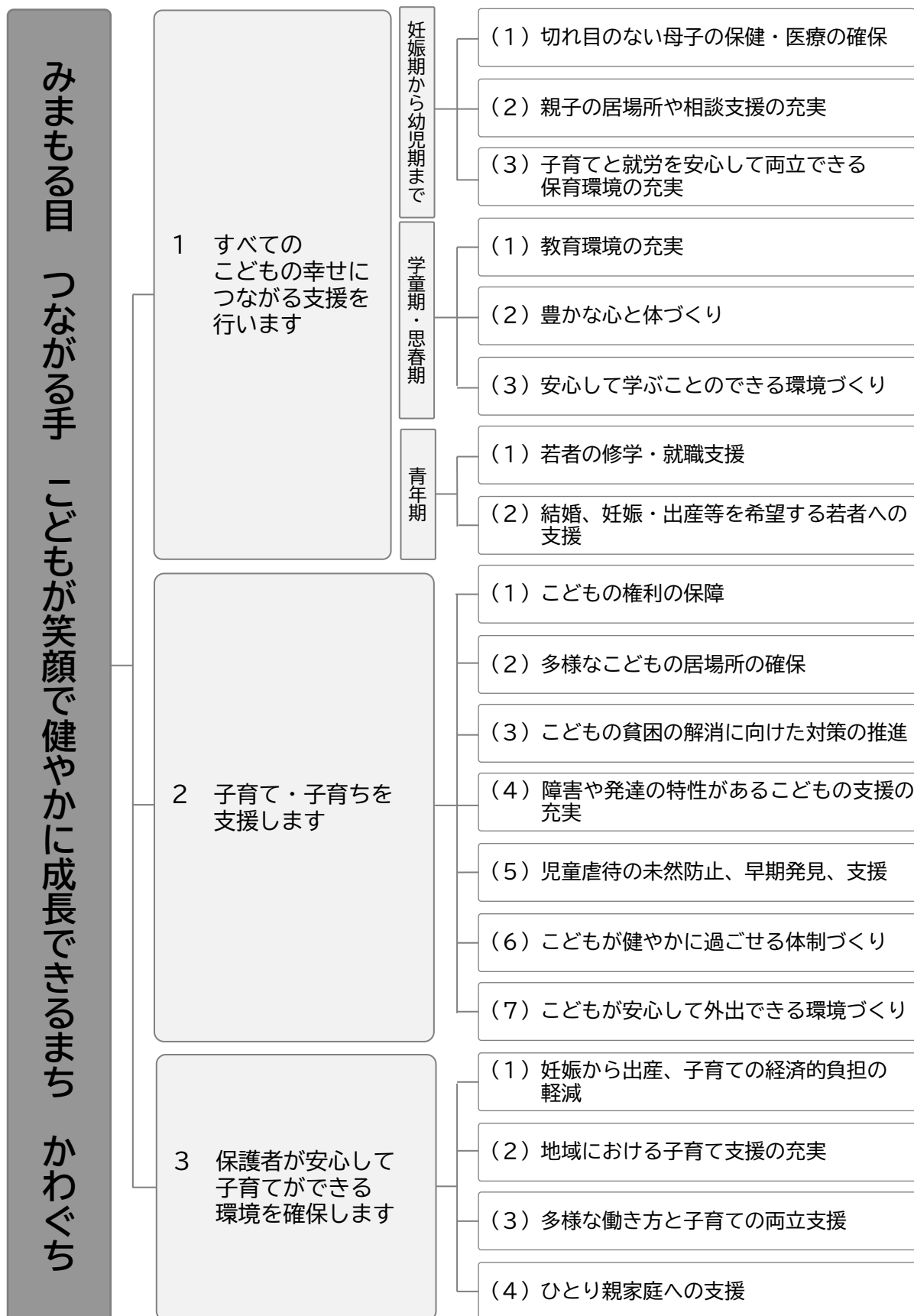
また、保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供の充実、ひとり親家庭への支援の充実を図ります。

3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]



総合的な施策の展開

基本目標

I

すべてのこどもの幸せにつながる支援を行います

1 妊娠前から幼児期まで

(1) 切れ目のない母子の保健・医療の確保

健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。

(2) 親子の居場所や相談支援の充実

こどもが生まれ育つ基本的な場である家庭において、こどもが安心してゆとりある生活を送ることができるよう、妊娠期から子育て期の母子保健及び育児に関する相談支援及び親子の居場所の充実に努めます。

(3) 子育てと就労を安心して両立できる保育環境の充実

保護者の就労状況等に関わらず、すべてのこどもが質の高い教育・保育を受けることができるよう、引き続き教育・保育環境の充実に取り組んでいきます。また、多様化する保護者のニーズに対応できるよう、事業を進めていきます。

2 学童期・思春期

(1) 教育環境の充実

学力・学習状況調査の分析などを通じて、一人ひとりの学力を確実に伸ばす学習指導を進めます。また、特色ある学校づくりを推進するために、学校の主体的な取組を尊重し、支援していく体制を引き続き整備します。

(2) 豊かな心と体づくり

学校において道徳教育や人権教育、学校保健、児童生徒の体力向上の取組などを引き続き推進するとともに、学校外においてもこどもが多様な経験をすることができるよう取り組みます。

(3) 安心して学ぶことのできる環境づくり

すべてのこどもがその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、一人ひとりの状況に応じた教育を進めます。

また、増加する不登校、いじめの深刻化、暴力行為等の問題行動、虐待など心や生命に関わる問題に対しては、引き続き適切な対応を行います。

3 青年期

(1) 若者の修学・就職支援

経済的な理由で修学が困難な状況にならないよう奨学金制度等の利用促進を図ることにより、経済的に困窮した家庭環境にある若者への教育支援・生活支援を行います。

また、就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援します。

また、ハローワーク等と連携して若者への就職支援に取り組みます。

(2) 結婚、妊娠・出産等を希望する若者への支援

埼玉県の実業を活用して若者の出会いの機会・場の創出支援を推進します。また、結婚に伴う新生活のスタートアップ支援を推進します。

基本目標

II

子育て・子育てを支援します

(1) こどもの権利の保障

すべての市民に、こども基本法や子どもの権利条約、川口市子どもの健やかな成長のための支援に関する条例の趣旨や内容について理解を深めるための、情報提供や啓発を行います。

(2) 多様なこどもの居場所の確保

安心してこどもが過ごすことができる場として、自主性を重んじ、自由に活動や学習、遊びができるこどもの居場所づくりを推進します。

（３）こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

経済的な理由でこどもを産み育てることが困難な状況にならないよう、引き続き各種手当等の経済的支援を充実します。

また、経済的格差の広がりが、教育や進学之机会を狭めることがないよう、こどもが安心して自分らしく生きていけるよう、支援します。

（４）障害や発達の特性があるこどもの支援の充実

障害や発達の特性があるこどもとその保護者に対しては、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行っていくとともに、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行います。

（５）児童虐待の未然防止、早期発見、支援

こどもの最善の利益を尊重し、相談・支援体制の更なる強化を図るため、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

（６）こどもが健やかに過ごせる体制づくり

すべてのこどもが健やかに成長することができるよう、ヤングケアラーへの支援をはじめとする相談・支援事業や地域づくり事業を実施していきます。

また、不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つかたの妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう支援します。

（７）こどもが安心して外出できる環境づくり

こどもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないよう、安全教育を推進するとともに、通学路の巡回等、地域ぐるみで安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

保護者が安心して子育てができる環境を確保します

（１）妊娠から出産、子育ての経済的負担の軽減

乳幼児期から高等教育段階まで、切れ目のない経済的な負担軽減を着実に実施していきます。

（２）地域における子育て支援の充実

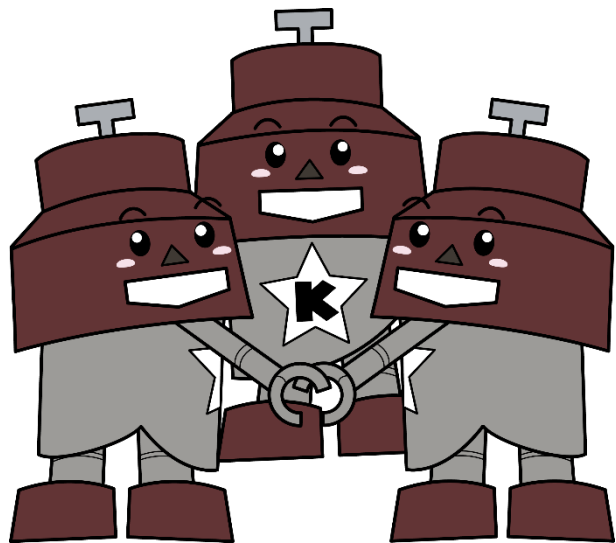
こどもたちを支える関係機関のネットワークづくりや地域社会全体でこどもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進するとともに、地域のこどもたちの健やかな成長を促す環境整備を推進します。

（３）多様な働き方と子育ての両立支援

保護者が仕事や子育てを希望する形で両立することができるよう、仕事との両立や子育てでの不安や悩みを解消するための講演会の実施、男女共同参画への関心を高めるイベントなどを行います。

（４）ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対して、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度の周知を継続して行います。



川口市マスコット「きゅぼらん」

第3期川口市子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域

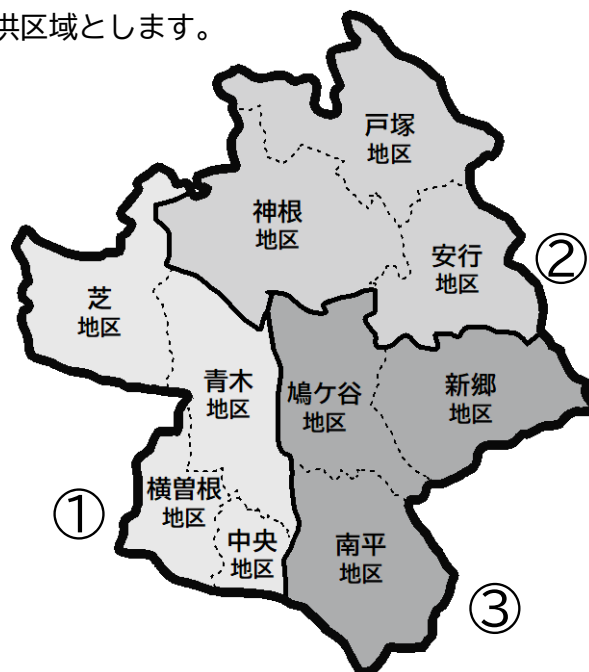
第2期計画に引き続き、3つの教育・保育提供区域とします。

<提供区域① 中央・横曽根・青木・芝>

<提供区域② 神根・安行・戸塚>

<提供区域③ 南平・新郷・鳩ヶ谷>

なお、一部の地域子ども・子育て支援事業については、事業の実情などを踏まえ、市全域（1区域）で事業の必要量を算出することとします。



2 将来のこども人口

市全体の人口の推移をみると、令和5年までは緩やかな減少傾向にあり、令和6年では607,279人と増加していますが、0～11歳の人口は減少傾向にあります。

本計画の対象となるこどもの人口推計をみると、令和6年から令和11年にかけて就学前のこども（0～5歳）で2,500人程度の減少、小学生（6～11歳）で4,600人程度の減少が予測され、年齢別にみても、0～11歳のすべての階層の人口が減少する見込みです。

（単位：人）

	実績					推計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	4,592	4,150	3,974	3,822	3,797	3,831	3,792	3,762	3,736	3,716
1～2歳	9,774	9,284	8,689	8,239	7,930	7,708	7,685	7,671	7,601	7,544
3～5歳	15,291	14,747	14,145	13,669	13,154	12,473	11,773	11,360	11,173	11,116
6～8歳	15,238	15,058	14,959	14,772	14,453	13,926	13,420	12,836	12,176	11,494
9～11歳	15,594	15,436	15,183	15,028	15,097	15,077	14,849	14,413	13,879	13,373
就学前	29,657	28,181	26,808	25,730	24,881	24,012	23,250	22,793	22,510	22,376
小学生	30,832	30,494	30,142	29,800	29,550	29,003	28,269	27,249	26,055	24,867
合計	60,489	58,675	56,950	55,530	54,431	53,015	51,519	50,042	48,565	47,243
対前年増減		-1,814	-1,725	-1,420	-1,099	-1,416	-1,496	-1,477	-1,477	-1,322
総人口	608,390	607,750	605,067	604,894	607,279	606,617	605,724	604,670	603,412	602,057
対人口比	9.9%	9.7%	9.4%	9.2%	9.0%	8.7%	8.5%	8.3%	8.0%	7.8%

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

(単位：人)

年度	区分	1号認定 (3-5歳)	2号認定 (3-5歳)	3号認定(0-2歳)		
				0歳	1歳	2歳
令和7年度 (令和8年4月 1日時点)	量の見込み①	4,595	6,531	736	2,035	2,320
				5,091		
	提供体制の確保の 内容・実施時期②	9,970	7,048	898	1,958	2,220
				5,076		
	②-①	5,375	517	162	-77	-100
令和8年度 (令和9年4月 1日時点)	量の見込み①	4,200	6,499	730	2,014	2,292
				5,036		
	提供体制の確保の 内容・実施時期②	9,970	7,048	895	1,958	2,220
				5,073		
	②-①	5,770	549	165	-56	-72
令和9年度 (令和10年4月 1日時点)	量の見込み①	4,049	6,433	724	1,996	2,269
				4,989		
	提供体制の確保の 内容・実施時期②	9,970	7,048	895	1,958	2,220
				5,073		
	②-①	5,921	615	171	-38	-49
令和10年度 (令和11年4月 1日時点)	量の見込み①	3,995	6,393	720	1,983	2,249
				4,952		
	提供体制の確保の 内容・実施時期②	9,970	7,048	895	1,958	2,220
				5,073		
	②-①	5,975	655	175	-25	-29
令和11年度 (令和12年4月 1日時点)	量の見込み①	3,927	6,374	717	1,974	2,233
				4,924		
	提供体制の確保の 内容・実施時期②	9,970	7,048	895	1,958	2,220
				5,073		
	②-①	6,043	674	178	-16	-13
				149		

※「私立幼稚園長時間預かり推進事業」の受け入れ枠は2号認定に計上

【確保方策の考え方・今後の方向性】

待機児童が概ね解消していることなどから、新たな施設整備は行わず、既存の教育・保育施設を活用し、提供体制の確保を図ります。計画期間内に保育需要が大幅に増加した場合などは、必要に応じて施設整備を検討します。

(1号認定及び2号認定)

現状の提供体制が量の見込みを上回っているため、既存施設の定員により確保を図ります。

(3号認定)

既存施設の定員の見直しなどにより確保を図ります。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 時間外保育事業【延長保育事業】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

(単位：人)

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	5,917	5,872	5,815	5,779	5,754
提供体制の確保の内容・実施時期②	5,917	5,872	5,815	5,779	5,754
②－①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【確保方策の考え方・今後の方向性】

引き続き、全施設の事業実施に努めます。

(2) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

(単位：人)

量の見込みと確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	小学1年生	2,112	2,043	1,892	1,799	1,726
	小学2年生	1,863	1,814	1,758	1,630	1,548
	小学3年生	1,410	1,341	1,305	1,263	1,170
	小学4年生	789	762	724	708	685
	小学5年生	310	309	300	284	276
	小学6年生	86	84	83	81	77
	合計①	6,570	6,353	6,062	5,765	5,482
提供体制の確保の内容・実施時期②		6,570	6,353	6,062	5,765	5,482
(か所)		52	52	52	52	52
②－①		0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【確保方策の考え方・今後の方向性】

各学校との連携を図りながら、余裕教室の借用やプレハブの整備を行い、従来より多くの部屋を確保し、引き続き安全安心なクラブ室の運営を維持します。

放課後児童クラブ支援員の質の向上を目的とした研修等も実施し、ハード面ソフト面の両面から放課後児童クラブの安全安心及び質の向上を図っていきます。

(3) 一時預かり事業

① 一時預かり事業（幼稚園型）・預かり保育事業

幼稚園等に在籍する満3歳以上のこどもを対象として、一時的に預かりを行う事業です。

(単位：年間の延べ利用日数)

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	241,013	206,299	185,566	177,952	177,334
提供体制の確保の内容・実施時期②	272,275	272,275	272,275	272,275	272,275
②－①	31,262	65,976	86,709	94,323	94,941

※各年度の末日を基準日とする

【確保方策の考え方・今後の方向性】

幼稚園や認定こども園での預かり保育実施の充実に努めます。

② 一時預かり事業（保育所）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となったこどもを保育所等で一時的に預かる事業です。

(単位：年間の延べ利用日数)

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	6,396	6,190	6,010	5,901	5,833
提供体制の確保の内容・実施時期②	6,396	6,190	6,010	5,901	5,833
②－①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【確保方策の考え方・今後の方向性】

引き続き、実施施設の確保に努めます。

(4) 病児・病後児保育事業

(病児保育事業)

こどもが病気になった時、集団保育もしくは自宅での保育が困難な場合、医師の許可の下に専門の施設でこどもを預かります。市内に居住している生後8週～小学校6年生までのこどもが対象です。

(病児・緊急対応強化事業)

住民参加による助け合いの会員制度として、小学校6年生までのこどもの病気または病気の回復期や、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等の援助を希望する保護者に、子育ての援助を行える住民を紹介する事業です。

(単位：年間の延べ利用日数)

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	5,850	5,850	5,850	5,850	5,850
提供体制の確保の内容・実施時期②	5,850	5,850	5,850	5,850	5,850
病児保育事業	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
(か所)	4	4	4	4	4
病児・緊急対応強化事業	850	850	850	850	850
②－①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【確保方策の考え方・今後の方向性】

(病児保育事業)

引き続き4か所において、各施設の定員数と年間開設日数を維持し、量の確保に努めます。

(病児・緊急対応強化事業)

事業の更なる周知を図るとともにサポーター等会員の募集を積極的に行い、引き続き確保策に努めます。

(5) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

住民参加による助け合いの会員制度として、生後6か月から小学校6年生までの子育て中の保護者に対するこどもの預かり等の相互援助活動の推進を図る事業です。

(単位：年間の延べ利用日数)

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500
5歳児まで	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
就学後	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
提供体制の確保の内容・実施時期②	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500
5歳児まで	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
就学後	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
②－①	0	0	0	0	0
5歳児まで	0	0	0	0	0
就学後	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【確保方策の考え方・今後の方向性】

事業を実施するなかでサポーター等会員の募集を積極的に行い、引き続き確保策に努めます。

（６）子育て短期支援事業【ショートステイ事業・トワイライトステイ事業】

ショートステイ事業は、保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の理由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等で一定期間こどもの養育を行う事業です。

トワイライトステイ事業は、保護者が仕事等の理由により夜間に不在となることで、家庭でこどもを養育することが困難となった場合に、児童福祉施設等でこどもの養育を行う事業です。

（ショートステイ事業）

（単位：年間の延べ利用日数）

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	176	176	176	176	176
提供体制の確保の内容・実施時期②	176	176	176	176	176
（か所）	4	4	4	4	4
②－①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

（トワイライトステイ事業）

（単位：年間の延べ利用日数）

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	84	84	84	84	84
提供体制の確保の内容・実施時期②	84	84	84	84	84
②－①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【確保方策の考え方・今後の方向性】

ショートステイ事業については、引き続き児童福祉施設3か所及び里親と業務委託契約を締結し、量の見込みで算出した数に対応できる体制を確保します。

トワイライトステイ事業については、様々なニーズに対応できる新たな事業者を確保するなど、提供体制の確保に努めます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

地域における子育て家庭を対象として、子育てについての相談、情報提供、助言等を行うことや、子育て家庭の交流の場の提供を通じて、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもたちの健やかな育ちの促進を支援する事業です。

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (単位：年間の延べ利用回数)	143,000	143,000	143,000	143,000	143,000
提供体制の確保の内容・実施時期 (単位：か所数)	58	58	58	58	58

※各年度の末日を基準日とする

【確保方策の考え方・今後の方向性】

今後の公共施設のあり方のなかで、統廃合や老朽化による施設減少を視野に入れる一方、共働き世帯の増加や多様化する就労形態・時間の変化を見据え、利用しやすい事業を念頭に、公設の地域子育て支援センター・おやこの遊びひろばにおける土日の開所日の増、大型商業施設での開設などの検討を行い、計画期間中は現状の58か所を維持しつつ、量の確保に努めます。

(8) 利用者支援事業

① 利用者支援事業（基本型）

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する事業です。

(単位：か所)

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	4	6	6	6	6
提供体制の確保の内容・実施時期②	4	6	6	6	6
②－①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【確保方策の考え方・今後の方向性】

令和8年度までにすべての児童センター・こども館にて事業を開始することとし、その後の方向性については利用ニーズ等を踏まえ検討します。なお、利用者支援事業（基本型）を実施するすべての施設が「地域子育て相談機関」となり、こども家庭センターと連携しながらこどもや子育て世帯を支援していきます。

② 利用者支援事業（こども家庭センター型）

これまでの子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能は維持した上で、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を運営することにより、両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、相談支援体制の強化を図る事業です。

（単位：か所）

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1	1	1	1	1
各地域の相談窓口	10	10	10	10	10
提供体制の確保の内容・実施時期②	1	1	1	1	1
各地域の相談窓口	10	10	10	10	10
②－①	0	0	0	0	0
各地域の相談窓口	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【確保方策の考え方・今後の方向性】

引き続き、適切な運営に努めます。

③ 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

（単位：年間の延べ利用回数）

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	14,400	14,253	14,139	14,040	13,965
提供体制の確保の内容・実施時期②	14,400	14,253	14,139	14,040	13,965
こども家庭センターで提供	14,400	14,253	14,139	14,040	13,965
委託等により提供	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【確保方策の考え方・今後の方向性】

母子健康手帳交付時に全数面談しているため、各年度の交付見込み件数に1組当たりの面談回数3回を乗じた回数を計上しています。妊娠期から出産・子育て期の包括的な切れ目ない支援を行い、事業の充実に努めます。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業【新生児訪問事業】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、発育発達、育児等に必要な保健指導の実施、及び子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(単位：人)

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	3,831	3,792	3,762	3,736	3,716
提供体制の確保の内容・実施時期②	3,831	3,792	3,762	3,736	3,716
②－①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【確保方策の考え方・今後の方向性】

児童福祉法に基づき、生後概ね4か月までの乳児のいるすべての家庭を、訪問することが法的事業として位置付けられていること、及び母子保健法に基づく新生児訪問指導において新生児・乳児に対し発育発達上必要な保健指導を実施する必要があることから、人口推計に基づく量の見込み数を設定しています。

(10) 養育支援訪問事業【養育支援訪問】

乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や、関係機関からの連絡・通告等により、養育支援が特に必要と判断された家庭に対して、保健師及び助産師が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援する事業です。

(単位：人)

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	328	328	328	328	328
提供体制の確保の内容・実施時期②	328	328	328	328	328
②－①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【確保方策の考え方・今後の方向性】

訪問が必要と判断された家庭すべてに対応するため、量の見込みで算出した実数を支援できる提供体制を確保します。

(11) 妊婦健康診査

妊婦健康診査14回分の助成券を交付し、妊娠中の疾病や異常を早期発見するとともに、母体と赤ちゃんの心身を健康に保つことを目的とする事業です。

(単位：年間の延べ利用回数)

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	48,604	48,604	48,604	48,604	48,604
提供体制の確保の内容・実施時期②	48,604	48,604	48,604	48,604	48,604
②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【確保方策の考え方・今後の方向性】

引き続き妊婦が適切な健診を受けられるよう、母子健康手帳交付時に健診の必要性を説明することに努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難な家庭等のこどもが保育所や幼稚園等を利用する際に、保護者の負担軽減を図るため、施設に対して保護者が支払うべき日用品・文房具の購入等にかかる費用や副食材料費を助成することを目的とした事業です。

【確保方策の考え方・今後の方向性】

幼稚園や保育事業者、保護者に対し、市ホームページや文書での周知を図っていきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の能力の活用が十分図られるよう、事業者の参入促進に関する支援や特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対する必要な援助、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援を行う事業です。

【確保方策の考え方・今後の方向性】

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業を引き続き行うこととし、その他の事業については必要に応じて実施を検討します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭が抱える不安の解消を図る事業です。

(単位：年間の延べ利用日数)

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	3,680	3,680	3,680	3,680	3,680
提供体制の確保の内容・実施時期②	3,680	3,680	3,680	3,680	3,680
②－①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【確保方策の考え方・今後の方向性】

適切な訪問支援員を派遣できる事業者を複数確保するなど、提供体制の確保に努めます。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱えるこども等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、個々のこどもとその家庭の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

(単位：人)

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	20	20	20	20	20
提供体制の確保の内容・実施時期②	0	0	0	0	0
②－①	-20	-20	-20	-20	-20

※各年度の末日を基準日とする

【確保方策の考え方・今後の方向性】

現時点では民間団体が運営するものを含めた多様なこどもの居場所と協働し、地域ぐるみでこどもの居場所づくりを推進することとし、計画期間中に本事業の実施の方法について検討します。

(16) 親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、ロールプレイ等を通じて、こどもの心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

(単位：人)

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	46	46	46	46	46
提供体制の確保の内容・実施時期②	59	59	59	59	59
②－①	13	13	13	13	13

※各年度の末日を基準日とする

【確保方策の考え方・今後の方向性】

引き続き各プログラムを計画し、提供体制の確保に努めます。

(17) 産後ケア事業

出産後1年未満の母子に対して宿泊型、通所型、居宅訪問型（早期型・一般型）の心身のケアや育児のサポートを行う事業です。

(単位：年間の延べ利用日数)

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	2,503	2,714	2,875	2,993	3,117
提供体制の確保の内容・実施時期②	2,503	2,714	2,875	2,993	3,117
②－①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【確保方策の考え方・今後の方向性】

産後ケア事業の利用は、利用日数、利用割合ともに増えており、今後も増加することを想定しています。産前・産後の心身の負担を軽減するため、事業の充実に努めます。

(18) 乳児等通園支援事業

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる事業です。

【確保方策の考え方・今後の方向性】

令和8年度からの事業開始に向けて必要な作業を進めます。

事業の実施検討に当たっては、国の動向等を踏まえ、通常保育を含めた教育・保育の質の確保に留意しつつ、制度の趣旨に添った運用となるよう取り組みます。

5 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

幼児期の教育・保育は、そのこどもの生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものであるため、こどもの最善の利益を第一優先として考えながら、こどもたちへの質の高い教育・保育の提供を行う必要があります。

このため、本市の幼稚園・保育所等がこれまで培ってきた知識・技能等を生かし、各施設・事業者間の情報共有などを充実させ、幼稚園・保育所等から小学校への滑らかな接続を図ります。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適切な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付を行います。

計画の推進

1 計画の点検・評価

P D C Aサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画を推進します。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」等に大きな開きが見受けられる場合には、必要に応じて計画を見直します。

2 川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

学識経験者、こども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成される児童福祉専門分科会において、各年度で計画の点検・評価の結果等について審議します。

3 地域や関係機関との連携

<市民や関係団体等との連携>

本計画の推進にあたっては、幼稚園、保育所等をはじめ、地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関等との連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが、子育てやこどもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わる様々な施策を計画的・総合的に推進します。

<地域の人材の確保と連携>

子育てに関する市民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士等の子育てに関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者等、地域の様々な子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

<市民・企業等の参加・参画の推進>

社会全体で子育てを支援するためには、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。計画について広報等により市民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型の事業の拡充等、地域による取組を支援し、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を推進します。

4 国・県との連携

本計画の推進にあたっては、こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子ども・若者育成支援推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、母子及び父子並びに寡婦福祉法等の制度の趣旨を踏まえるとともに、県が策定する「埼玉県こども・若者計画」における各種施策との整合を図る等、国や県と連携した取組を進めます。

川口市こども未来計画【概要版】

令和7年3月

企画・編集：川口市 子ども部 子ども総務課

〒332-8601 埼玉県川口市青木2丁目1番1号

電話：048-258-1110（代表）

URL：<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/>